

## 静岡県告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年6月15日

静岡県知事 川勝平太

### 1 保安林の所在場所

浜松市南区江之島町字浜多1723の2、1723の4、西島町字根川1944の2、1944の4、福島町字源太夫堀南712の2、712の4、松島町字源太夫堀外2628の3

### 2 指定の目的

潮害の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、西部農林事務所及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）